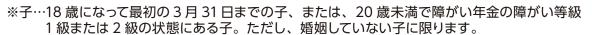
# 国民年金だより

### 遺族基礎年金はどんな時に受給できるの?

遺族基礎年金は、被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間 を満たした人が死亡したときに、死亡した人により生計を維持さ れていた「子※のある配偶者」または「子※」が受給できます。





### 対象となる人

#### 亡くなった人(いずれかに該当)

- ① 国民年金の被保険者である人
- ② 国民年金の被保険者で、日本国内に住所があり、60歳以上65歳未満である人
- ③ 老齢基礎年金の受給権者(年金受給者、請求する権利がある人)である人
- ④ 老齢基礎年金の受給資格を満たしている人
  - ※①②に該当する人が死亡したときは、保険料納付要件があります。⇒下記参照
  - ※③④については、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が 25 年以上 ある人に限る。

## 受給するための納付要件

亡くなった人が上記の①②の場合、死亡月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納 付済期間(厚生年金の被保険者期間、共済組合期間を含む)と保険料免除期間を合算して3分の2 以上あることが必要です。

なお、亡くなった人が 65 歳未満であれば、死亡月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がなけ ればよいことになっています。

## 遺族基礎年金額(年額)

#### 子が受ける場合

1人のとき・・・ 795,000円 2人のとき・・・1,023,700円

3 人目以降の加算額・・・76,200 円 例 1,023,700 円 + 76,200 円

(2人目までの加算額) (3人目の加算額) ※上記の金額を子の数で割った額が、一人あたりの

金額になります。

#### 配偶者が受ける場合

子が1人の配偶者・・・1,023,700円 子が2人の配偶者・・・1,252,400円

3 人目以降の加算額・・・76,200 円 例 1,252,400 円 + 76,200 円

|(2 人目までの加算額)| (3 人目の加算額)|

## □ ~年金生活者支援給付金の請求案内が届いている人へ~

9月に緑色の封筒で年金生活者支援給付金の請求案内が 届いている人でまだ請求書(はがき)の提出をしていない場合は 1月までに提出をお願いします。

制度の詳しい内容については、「年金給付金専用ダイヤル」

「直方年金事務所」または、「ねんきんダイヤル」にお問合せください。 「年金給付金専用ダイヤル」:☎0570-05-4092 (ナビダイヤル) 「直方年金事務所」: ☎ 0949-22-0891 (自動音声が流れます)

「ねんきんダイヤル」: ☎ 0570-05-1165 (ナビダイヤル)



#### ●遺族基礎年金・障がい年金についてのお問合せ

医療保険課 年金係(☎内線 1031・1032)/ 直方年金事務所(☎0949-22-0891) ※障がい年金の相談は、各支所では行っていません。本庁または年金事務所での相談となります。